

宝塚市協働のまちづくり促進委員会 協働契約のあり方検討部会(第5回 第5期・第1回)ご意見一覧(抜粋)

項目	意見(抜粋)
<p>1 ガイドラインのねらい</p>	<p>(1)素案P1の「1 ガイドラインのねらい」の箇所、「従来の委託契約と異なるから本ガイドラインが必要である」旨の一文が必要かと思う。</p> <p>(2)「なぜこのガイドラインが必要なのか」というところを冒頭にしっかり記載してほしい。なぜ必要かという理由は私の理解では2つある。1つは「協働」の契約であるという点。「協働の契約は何が違うのか」というところを理解するためには協働の指針をしっかり読んで」という話につなげていけば、契約ガイドラインと協働の指針のつながりが出てくる。2点目は、NPOや市民活動団体等の特徴を行政職員も理解しておいてほしいという点。この点を理解しながら契約してくださいという内容を冒頭にしっかりと記載いただければと思う。</p> <p>(3)冒頭の部分で、協働の契約が重要になった背景のような部分で記載いただけたらと思う。</p>
<p>2 私法上の契約</p>	<p>(1)素案P1の「2 私法上の契約」の箇所が、素案を読んでもよく分からない。どういうことを言っているのか補足が必要であると思った。</p> <p>(2)素案P1「2 私法上の契約」とあるが、このガイドラインは私法上の契約すべてに適用されると考えてよいのか。このガイドラインでやらなければならないものとそうでないものとの区別はあるのか。→「2 私法上の契約」の書きぶりについては具体例も含めて記載するようにする。契約の種類についてはあえて限定しなかった。一番想定されるのは委託契約なのかなと思いつつ、委託契約によらない形ももしかしたらあり得るのかもしれないと考えたため、一旦限定せずに「私法上の契約」としている。→このガイドラインがターゲットとするところ明確にしていただけたらと思う。</p> <p>(3)私法上の契約と公法上の契約について記載するのであれば、「様々な法律に基づいた契約の仕方があり、これらは自由に契約できない。このガイドラインでは法律と切り離して自由に結べる契約を対象とし、その中でも協働の契約に絞って協働の契約のやり方を記します」旨を記載するなどして分かりやすくしてもらえたらと思う。</p>

項目	意見(抜粋)
3 市民活動団体等	<p>(1)令和2年にできた労働者協同組合法というのがある。宝塚市でも今後、労働者協同組合が行う事業などが出てくると思うので、市民活動団体等に含めるのか含めないのかということも対象にした方がよい。</p> <p>(2)素案P1の下部に「NPOって無償のボランティアじゃないの?」という記載があるが、「NPO」と記載すると定義が広くなり、ボランティア団体もNPOとなるので、「給料が支払われています」という記載が該当しなくなる。法人の種類や一般社団法人も協働契約の対象となるのかなども関係すると思うので、この箇所の文章は精査していただけたらと思う。</p> <p>(3)P1の最下部は草津市のハンドブックの表現とほとんど一緒だが、「無償」という記載が追記されている。なぜ「無償」と宝塚市は入れたのか。逆になぜ草津市は「無償」と入れていないのか。→ボランティアは有償のものもあるため、無償と記載した方が説明の整合性がつきやすいという思いで入れた。ただ、そもそもの言葉の定義や文章の作り方が甘いと認識しているので、この点の書きぶり全体を見直したいと思う。</p> <p>(4)言葉の定義をきちんとし始めると悩ましい部分もある。そもそも「自分の気持ちでやっている活動」がボランティアである。ただ、日本の場合、ボランティアは無償という感覚が広まってしまっているため、費用弁償等でお金をもらっている場合を「有償ボランティア」という変な言葉が生まれてしまっている。この点も普段使っている言葉として、宝塚で誤解のないように使い分けていただくとありがたい。</p>
4 契約の原則と方法	<p>(1)素案P2「4 契約の原則と方法」の箇所について、まず協働の契約とは何なのかについての記載があった方がよいのではないかと。草津市の協働契約のハンドブックのP15~16に分かりやすく記載されている。また、従来の契約と協働契約を並べて分かりやすく記載されている。</p> <p>(2)素案P2「4(2) 契約の方法」の箇所について、協働契約の事業の対象が分かる記載があればよい。あえて協働の契約をするメリットは何かなどの記載が必要。例えば、市民活動団体の専門性や特性を生かすことによって、より市民ニーズに対応でき、よりよいサービスが提供できること、より柔軟な対応ができること、また市民が参加することから市政への参画が促進されることなどが挙げられる。また、営利を目的とする事業者が参画しにくい事業で市民活動団体との協働契約を考えてみるといいのではというようなとっかかりがあればよいと思う。そういう協働の事業をするに当たって価格競争によらない特名随意契約やプロポーザル方式による選定が生きてくるという流れの記載にすれば素案の内容が分かりやすくなると思う。</p>

項目	意見(抜粋)
<p>5 市民活動団体等に求めること</p>	<p>(1)素案P2「5 市民活動団体等に求めること」について、協働契約を結ぶには素案に記載されている要件は必要であることをはっきり書いてしまった方がよいと思う。また、情報をできるだけ公開し、透明性のある団体という要件も加えてよいと思った。</p> <p>(2)もう少し書き込んでいただきたい点として、法人格があることのメリットとして、責任の所在の点がある。任意団体の契約の場合は、個人の契約になっているので個人に損害賠償がいくが、法人格を持っていれば法人の責任となる。こういった点でも法人格を持つておいた方がよいという記載も考えてもらえたらと思う。</p> <p>(3)素案P2の最下部に「代表の方法」とあるが、この点は代表の選出の方法という意味か。→この点も普段使っている分かりやすい言葉で記載いただけたらと思う。</p> <p>(4)素案P2「5 市民活動団体等に求めること」が典型例であるが、公金を使うという公共性というものが求められている背景がある。この点を「市が求めている」と書くのか、「公金で仕事を行う団体はこういう性質を持つておく必要があり、社会が認めてくれないよ」と記載するのかによって、市民活動団体側の受け取り方が違う。私は後者の方がより積極的に見えると思うので、その点検討いただけたらと思う。</p>
<p>6 事業内容を決めましょう</p>	<p>(1)素案P3で「6 事業内容を決めましょう」とあるが、「選定した相手方と十分に協議して仕様書を作る」という考え方がピンとこない。</p> <p>(2)受け入れる側がきちんと意見を言えて調整の上でバランスのいいところに落ち着いていく。その落ち着いていったことが正式な仕様書になり、両者納得の仕様書に基づいて事業が進められていくというプロセスだと思う。この点はより強調されていくべきだと思うので、もう一文何か強調する文章があってもいいのではと思う。</p> <p>(3)素案P3「6 事業内容を決めましょう」の部分とP2「(1)契約の原則」の部分は、一般的な契約のガイドラインを作る場合でも必ず記載される内容だと思うが、従来の委託契約と違う部分として仕様書も一緒に作っていくということが入っているので、そこが前提となる。おそらく「6 事業内容を決めましょう」の書きぶり自体が変わってくると思う。</p>

項目	意見(抜粋)
<p>7 適切な事業費を積算しましょう</p>	<p>(1)素案P4の「適切な金額」について、何か具体的な記載があれば分かりやすいと思う。また、「経費や手間がかかるかもしれないが、メリットがたくさんある」というような文言がどこかに入るといいなと思う。</p> <p>(2)素案P4の「間接事業費」という言葉はインターネットで検索しても出てこない。支出は事業費と管理費に分けて報告するが、事業費の中に直接費と直接サポート費があり、管理費の中に間接サポート費と組織費があるということが愛知県の「行政からNPOへの委託事業の積算に関する提言」のP8で記載されている。なかなかこの直接サポート費以下がカバーされていない。よって、「間接事業費」という言葉ではなく「間接費」という言葉を使っていた方がよい。また、「直接事業費」と記載がある点も「直接費」という記載でよいと思った。</p> <p>(3)気になっている部分としては素案P5の最後に「NPO法人は、事業で稼いだ利益を構成員で分配することは認められていませんが、今後の事業費に再分配するために、繰越金として計上することは認められています。」と記載がある点。この点は、正確に言うと、「NPO法人の中でやっている非営利活動においては事業で稼いだ利益を構成員で分配することは認められていません」という意味である。営利活動もできる。営利活動か非営利活動かという判断において、構成員で分配していると非営利活動にはならない。「NPOがやっている非営利活動は構成員に分配すると非営利活動にならない」というように記載するとより正確な記載となる。</p> <p>(4)間接費をどの程度まで認めるかというのは、草津市のハンドブックには掲載されている。また、愛知県の資料でも掲載されている。自分の団体で計算してみると23%くらいになる。これは団体によっても変わってくるし、事業内容や規模によっても変わってくると思うので難しいところではあるが、なるべく数字的な物も掲載できたらいいなと思う。→別の意味でも難しいところで、割合を決めるとそれ以上取れなくなることもある。グレーゾーンを残しておいた方がよいのかもしれない。</p>

項目	意見(抜粋)
全体・その他	<p>(1)タイトルが契約ガイドラインとなっているが、市民活動団体等と市との契約は通常の委託契約もあることから、このガイドラインのタイトルは「協働契約ガイドライン」とした方がいいのではないか。</p> <p>(2)素案P5の最後に、協働の事業を実施した後に評価をすることを評価のポイントとして記載した方がよい。草津市のハンドブックの最後のページに評価のシートが付いている。事業が終わったら市民活動団体と市でそれぞれで評価を行った方がよいので、宝塚市のガイドラインにもその記載があった方がよいと思う。</p> <p>(3)誰に向けたガイドラインなのか。素案に記載されている言葉は行政が使う言葉をたくさん使用しているので、私には理解できない。「私法上の契約」や「双務性」、「せり売り」という言葉も分からない。こういった素案になっているのは、行政の中ではこうなっているよということを書いているからだと思う。市民と市の両方に理解してもらうためには言葉の選び方を変えていかないといけない。</p> <p>(4)市職員でも契約行為に携わる方でないとは理解できない。そういう意味では平易な言葉に置き換えてもいいところは普段の言葉に置き換えていただいて、正確性が必要であることから難しい言葉を使わないといけないところは解説を加えるなどし、全体的な言葉の整理をお願いできたらと思う。</p> <p>(5)言葉の意味の確認も必要だが、普段使っている言葉も市民と職員で意味が異なるものがあるかもしれない。</p> <p>(6)協働のマニュアルとの整合性を考える必要がある。</p> <p>(7)素案の「2 私法上の契約」「5 市民活動団体等に求めること」「6 事業内容を決めましょう」の部分はすべて市の中のことが書いてある気がする。協働契約は協働の事業として市民と市が一緒にやっていくのではないか。市が現在やっている内容をそのまま書き写している感じがして違和感がある。</p> <p>(8)草津市は「市民公益活動団体」と定義付けている。草津市は自治体基本条例やその他の協働の条例もしっかりと定められており、そうした背景がしっかりとあった上でハンドブックなどができているため、系統的で分かりやすい。宝塚市は全体の流れが系統的になっていない。そういうことを意識しながらやっていかないといけない。草津市をそのまま参考にしてもだめだなと感じている。</p> <p>(9)この素案を拝見すると、行政から見て市民は無料又は低賃金で労働力を提供するだけの存在ではないんだよ、搾取していい存在ではないんだよということ、また、市民側も市に丸投げするのではなく双方で話し合っ進めていくんだよということが根底に感じられる。この基本がぶれないようにしていただけたらありがたい。</p>